

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局区政支援室地域力担当（地域力創出グループ） (06-6208-7305)
処分課（担当）名	各区役所 市民協働担当課
処分の名称	認可地縁団体印鑑登録証明
概 要	登録を受けている者が、所定の申請書に登録している認可地縁団体印鑑を押印して、印鑑登録証明書を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第11条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市手数料条例第8条第1項第22号 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。 (1) 登録を受けている者 認可地縁団体の代表者又は職務代行者、仮代表者、特別代理人、清算人のいずれかの人 (2) 申請書に登録認可地縁団体印鑑を押印すること。 (3) 申請書の記載事項について印鑑登録原票の記載事項と合致すること。 (4) 区長が不相当と認める事由がないこと。 ○「区長が不相当と認める事由」とは、次の場合をいう。 ・すでに発行した印鑑登録証明書について再証明（例えば、発行後において日付の訂正、住所等の訂正等）を求められたとき ・被登録者から、登録印鑑の盗難紛失等の連絡があり、印鑑登録証明書を発行することにより事故発生が予測されるとき。 ・代理人をおいていない団体にあつて、代理人と称する者から申請があつたとき
標準処理期間	即日
経由日数	－
提出先	各区役所 市民協働担当課
提出時期	随時
提出方法	印鑑の登録を行った区役所（市民協働担当課）へ申請してください。
手数料	250円
相談窓口	各区役所 市民協働担当課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000541219.html
備 考	